

たけのこ、原木しいたけ等の生産者の皆様へ

令和8年2月13日
千葉県農林水産部森林課

1 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの出荷・販売について

(1) 原木しいたけ出荷制限市（下記①）

出荷制限等により出荷・販売できません。

(2) 原木しいたけ一部解除済市（下記②）

原木導入時から定められた低減対策を行い、ロット毎の出荷制限等が解除された生産者には証明書が交付されます。未解除生産者は引き続き出荷・販売できません。

(3) たけのこ解除済市町（下記②）

条件付き解除であり、市町が出荷期ごとに発行する証明書がないと出荷・販売できません。

注) しいたけは植菌地を原産地として表示する必要があります。なお、放射性物質による出荷制限等は、採取地の市町村に指示されているものであり、これまでと変わりありません。

2 概要

- ・新たな解除等により、随時、変更しています。
- ・出荷可能条件等、詳細は市町村林業関係課、林業事務所にお問い合わせください。

令和8年2月13日現在

	区分	出荷可能条件	品目	対象市町村（採取地）
①	出荷制限・出荷自粛継続中市町村	出荷・販売できません	原木しいたけ（露地）	我孫子市、流山市、白井市、八千代市
			原木しいたけ（施設）	山武市
			たけのこ	（該当なし）
			乾しいたけ	（該当なし）
②	出荷制限・自粛解除（一部解除）済市町村	市町村が発行する証明書により出荷・販売可能	原木しいたけ（露地）	千葉市（一部解除）、成田市（一部解除）、佐倉市（一部解除）、印西市（一部解除）、山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）
			原木しいたけ（施設）	君津市（一部解除）、富津市（一部解除）
			たけのこ	我孫子市、栄町、木更津市
③	その他の市町村	A：県の出荷前検査後に出荷・販売可能（※1）	原木しいたけ（露地）	上記以外の市町村
			たけのこ	八千代市、船橋市、流山市、浦安市、九十九里町、芝山町
		B：出荷・販売可能（市町村毎に年1回の検査が必要）	原木しいたけ（施設）	上記以外の市町村
④	検査対象外市町村	出荷・販売可能（県の出荷前検査は必要なし）	たけのこ	千葉市、習志野市、市原市、市川市、松戸市、野田市、柏市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、君津市、富津市、袖ヶ浦市

※1 県の出荷前検査状況は、県ホームページで公開しています。

「しいたけ・野生きのこ等の県産特産林産物の放射性物質検査結果」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html>

（裏面あり）



3 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの表示について

食品表示法に基づく表示に加え、放射性物質対策による出荷管理のため、下記内容の表示（一部掲示による表示）をお願いします。

品目	表示内容														
たけのこ	<ul style="list-style-type: none"> 採取地の市町村名 (表示例) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 名 称：たけのこ 原産地：千葉県 ○○市 </div>														
原木しいたけ	<ul style="list-style-type: none"> 生産形態（露地又は施設栽培） 生産者の氏名、住所 市が交付する証明書（採取地を市町村名まで記載）の掲示又は右記による個別表示 <p>（採取地の表示を証明書の掲示によらない場合の表示例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 名 称：しいたけ 原 産 地：千葉県 採 取 地：千葉県 ○○市 栽培方法：原木 生産形態：露地（施設）栽培 生産者：○○市△△△-△ ○山○郎 </div> <p>植菌地の都道府県名</p> <p>植菌地と採取地が同じでも、別途、採取地の表示が必要です</p>														
乾しいたけ	<ul style="list-style-type: none"> 生しいたけの採取地の市町村名 生しいたけの生産形態（露地又は施設栽培） <p>（表示例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 名 称：乾しいたけ 原 材 料 名：しいたけ（原木） 原料原産地名：千葉県 採取地：千葉県 ○○市 露地（施設）栽培 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示 100g当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱 量</td> <td>2 5 8 kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>2 1 . 2 g</td> </tr> <tr> <td>脂 質</td> <td>2 . 8 g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>6 2 . 5 g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>0 g</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table> <p>※2 生産者：生産者は製造者と同じ（異なる場合は住所氏名を記す） 解除年月日：○年○月○日 採取年月日：○年○月（○日）</p> <p>内 容 量：○○g 賞 味 期 限：○年○月○日 保 存 方 法：直射日光を避け湿度の低いところに常温で保存 製 造 者：○○市△△△-△ ○山○郎</p> <p>（日本食品標準成分表（八訂）増補 2023 年版の計算による推定値）</p> <p>※ 出荷制限等が解除されていない生しいたけは使用できません。 ※2 出荷制限等が解除された生産者の生しいたけを原材料とした場合は、生産者の住所、氏名、解除年月日及び採取年月の表示もお願いします。 ※ 消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除されている場合、栄養成分表示を省略可能です。</p> </div>	名 称：乾しいたけ 原 材 料 名：しいたけ（原木） 原料原産地名：千葉県 採取地：千葉県 ○○市 露地（施設）栽培	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示 100g当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱 量</td> <td>2 5 8 kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>2 1 . 2 g</td> </tr> <tr> <td>脂 質</td> <td>2 . 8 g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>6 2 . 5 g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>0 g</td> </tr> </tbody> </table>	栄養成分表示 100g当たり		熱 量	2 5 8 kcal	たんぱく質	2 1 . 2 g	脂 質	2 . 8 g	炭水化物	6 2 . 5 g	食塩相当量	0 g
名 称：乾しいたけ 原 材 料 名：しいたけ（原木） 原料原産地名：千葉県 採取地：千葉県 ○○市 露地（施設）栽培	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示 100g当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱 量</td> <td>2 5 8 kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>2 1 . 2 g</td> </tr> <tr> <td>脂 質</td> <td>2 . 8 g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>6 2 . 5 g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>0 g</td> </tr> </tbody> </table>	栄養成分表示 100g当たり		熱 量	2 5 8 kcal	たんぱく質	2 1 . 2 g	脂 質	2 . 8 g	炭水化物	6 2 . 5 g	食塩相当量	0 g		
栄養成分表示 100g当たり															
熱 量	2 5 8 kcal														
たんぱく質	2 1 . 2 g														
脂 質	2 . 8 g														
炭水化物	6 2 . 5 g														
食塩相当量	0 g														

4 特用林産物の安全性の確認について

特用林産物（たけのこ、原木きのこ類、野生きのこ類）を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施し、食品の基準値（100Bq/kg）以下であることを確認するようお願いします。

なお、自主検査で基準値以下であることが確認された場合でも、出荷可能条件（表面2参照）を満たしていない場合は、出荷・販売できません。

5 お問い合わせ先

下記（全般）又は各市町村林業関係課（検査、証明書等）にお問い合わせください。

お問い合わせ先	千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）	電話 0475(82)3126
	千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域）	電話 043(483)1130
	千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）	電話 0439(55)4971
	千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	電話 04(7092)1318
	千葉県農林水産部森林課森林経営管理室	電話 043(223)2966